



災害時のケガは 緊急救度・重症度に応じた 医療機関へ



災害が起きたとき、ケガをした人が一度に病院へ押し寄せると、医療現場が混乱してしまいます。ケガの具合に合わせて、受診する医療機関を選ぶことで、助けが必要な人に医療が届きやすくなります。診療可能な医療機関は「診療中」ののぼり旗を掲げます。

目安

負傷などで歩行できず、
生命の危険^{*}がある。

※意識が低下している/呼吸が浅い/
脈が触れない/手足が冷たい/大出血など

重症

中等症

軽症

極めて軽症の負傷



① 災害拠点病院 「診療中」赤い旗

済生会横浜市南部病院（港南区）

国立病院機構横浜医療センター（戸塚区）等



② 災害時救急病院 「診療中」黄色い旗

横浜栄共済病院（栄区）

西横浜国際総合病院（戸塚区）等



③ 被災を免れた診療所、医療救護隊等 「診療中」黄色い旗

（参考）

④ 自分、家族、隣近所の人たちによる 応急手当（自助・共助）



被災を免れ、または被災があっても業務が
可能な薬局は 「開局中」の黄色い旗 を
掲げます。



地域防災拠点や避難所等では、軽症者に対して「医療救護隊」が診療を行います。

医療救護隊は、地域の医師・看護師・薬剤師などで編成され、巡回診療あるいは定点診療を行います。

【問合せ：栄区福祉保健課 事業企画担当 電話 894-6962】

R7年10月改訂